

呉市立小中学校タブレット端末等導入事業

公募型プロポーザル

実施要領

令和2年9月2日

呉市

呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

文部科学省では、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の教育現場で持続的に実現することを目的とした学校のICT環境整備としてGIGAスクール構想の実現を目指している。

呉市においても、当該GIGAスクール構想に乗り遅れることなく、児童生徒1人1台の学習用タブレット端末等整備の早期実現を推進するため、呉市立小中学校タブレット端末等導入事業を委託する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により実施する。

本プロポーザルは、タブレット端末等の操作性・利便性はもとより当該端末等導入後のサポートや、今後想定される近い将来を見据えた保守、運用等の管理目的の両面から検証した上で、その条件に見合った高度な知識、技術、実績及び企画力を有する事業者の選定を目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 呉市立小中学校タブレット端末等導入事業
- (2) 場所 呉市立小中学校60校（小学校35校、中学校25校）
- (3) 内容 呉市立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル仕様書（以下「要求仕様書」という。）のとおり
- (4) 納入期限 令和3年3月26日（タブレット端末等の搬入・調整作業の終了期限）
- (5) 提案限度額 728,550千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
ただし、下記「3 企画提案事項」のうち、(1)(2)に示すタブレット端末等の購入、納入及び初期設定に係る額とする。
- (6) その他 本事業は、文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」を最大限活用して実施する。当該補助金の内容及び要件を確認の上、GIGAスクール構想の補助金の該当部分及びそれ以外の費用（合計で1台当たり最大45,000円）がわかるように記載すること。
下記「3 企画提案事項」のうち(3)に示す保守管理運営等については、概ね5年間の利用を想定し60か月分の費用を提案すること。

3 企画提案事項

本プロポーザルの企画提案には、次の各号に示す内容を提案すること。

なお、本年度の契約は(1)(2)についてのみ行い、(3)については本提案内容・金額に基づき、令和3年度予算以降の対応とする。詳細は、仕様書を参照すること。

- (1) タブレット端末等の導入提案
タブレット端末等（タブレット端末、キーボード及びMDM）の購入（リース不可）、納入に係る提案
- (2) タブレット端末等の導入に係る初期設定等の提案
- (3) タブレット端末等の保守管理運営及びその他の業務の提案
タブレット端末等の導入後の保守管理運営に係る業務及びその他の業務の企画提案
なお、導入後の月額及び5年間の費用の総額を見積ること。

4 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日（公告日）……………令和2年 9月 2日（水）
- (2) 質問の締切日……………令和2年 9月 9日（水）
- (3) 質問に対する回答日……………令和2年 9月16日（水）
- (4) 参加表明書受付締切日……………令和2年 9月18日（金）
- (5) 参加資格確認結果通知日……………令和2年 9月23日（水）
- (6) 提案書等提出締切日……………令和2年 9月30日（水）
- (7) プレゼンテーション審査実施日……………令和2年10月14日（水）
- (8) 審査結果通知日（優先交渉権者の公表日）……………令和2年10月28日（水）
- (9) 仮契約締結日……………令和2年11月 4日（水）
- (10) 本契約締結日……………呉市議会における議決後

※ ただし、上記については、事務の都合等により変更する可能性がある。

※ この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月31日条例第5号）の規定により、まず仮契約を締結し、本件が本年度12月議会で可決された後、本契約として効力を発生させるものとする。

5 参加資格

参加者は、公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれにも該当しない者
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納している者
- (3) 官公庁又は一般企業において、平成27年度以降に1契約につき1,000台以上のパソコン端末（タブレット端末含む）の納入業務を受託し、完遂した実績を有する者
- (4) 本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (8) 役員等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (9) 構成員は、本業務について他の共同企業体の構成員として参加することができない

6 参加申込みの手続

(1) 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市教育委員会教育部学校施設課

担当：原（はら） 電話0823-25-3446 FAX 0823-24-9807

E-Mail : gakusise@city.kure.lg.jp

(2) 提出書類 各1部

ア 参加表明書 (様式第1号)

イ 会社概要 (様式第2号)

ウ 公募型プロポーザル参加資格審査調書 (様式第3号)

エ 業務実績表 (様式第4号)

(3) 提出方法

持参又は書留郵便により、6(1)の事務局宛に提出すること。

(4) 提出期限

ア 持参の場合 令和2年9月18日(金) 午後5時15分

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 郵送の場合 令和2年9月18日(金) 必着

郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(5) 参加申込みの結果通知

参加資格の確認結果について、令和2年9月23日(水)までに通知する。

(6) 参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

7 質問及び回答

仕様書、本要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書(様式第6号)を提出すること。

(1) 質問

ア 質問方法

電子メール又はFAXにより、6(1)の事務局宛に送付すること(必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。)

イ 受付期間 令和2年9月2日(水)～令和2年9月9日(水)

(2) 回答

ア 回答方法 ホームページに掲載し、個別には回答しない。

URL : <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/92/>

イ 回答日 令和2年9月16日(水)

(3) 留意事項

ア 電話又は口頭による質問は受け付けない。

ただし、質問内容について市から電話で確認することがある。

イ 受付期間以降の質問は受け付けない。

ウ 審査(評価)に関する質問は受け付けない。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 提案書表紙（様式第7号）
- イ 業務実績表
- ウ 企画提案書

表紙，目次を除き図表を含め両面50枚以内とする。

アからウまでを書類順にファイルに綴じ，代表者印を押印した正本印刷物を1部，参加者名等が特定できないよう，名称やロゴマーク等を消去した提案書の副本印刷物を15部，記録媒体（CD-R又はDVD-R）で正本の電子データを提出すること。なお，記録媒体の電子データは，様式第7号はWord形式，その他はPDF形式とする。

- エ 見積書 1部

(2) 提出方法

持参又は書留郵便により，6（1）の事務局宛に提出すること。

(3) 提出期限

- ア 持参の場合 令和2年9月30日（水） 午後5時15分
（土曜，日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 郵送の場合 令和2年9月30日（水）必着
郵便事故等については，市はその責めを負わない。

(4) 提案書等の作成方法

- ア 仕様書に基づき作成すること。
- イ なお，真に必要な場合を除き，提案書等には，個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。
- ウ 参加者1者につき，提案及び見積は1件とする。

(5) 提案書等への質問

提案書等について，市から質問を受けた場合には，これを受理した日から起算して2日以内に企画提案書等への質疑回答書（様式第8号）を作成し，6（1）に記載する事務局宛に電子メールにより提出すること。

9 評価方法

(1) プレゼンテーション審査の実施

提案書等の内容について，プレゼンテーション審査を実施する。

- ア 日程 令和2年10月14日（水）（時間については別途連絡する。）

- イ 出席者数 1事業者3名以内

- ウ 実施時間 1事業者30分以内（プレゼンテーション10分，質疑応答20分）

※ 設営・撤収は各5分以内とし，上記には含めない。

- エ 実施方針 プレゼンテーションの内容は録音する。

資料については，企画提案書の副本（提出済みのもの）に基づいて，パワーポイント等で説明すること。

当日の追加資料の提出は認めない。但し，企画提案書の要約である説明用データは，USBメモリ等の持参又は電子メールにより，プレゼンテーション審査実施前に事務局宛に提出したものは，許容することがある。

プレゼンテーションにおいて，参加者がわかる口頭での説明を行わないこと。

- オ 貸出物品 机，椅子，電源，スクリーン，プロジェクター及びケーブル類とする。
これ以外の物品については，参加者の負担において用意すること。

(2) 優先交渉権者の選定方法

- ア 呉市立小中学校タブレット端末等導入事業優先交渉権者選定委員会設置要綱第2条に規定する委員が、提案内容の審査及び優先交渉権者選定基準に基づく採点を行い、失格者を除いた各委員の採点の合計点数が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。
- イ 合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、「保守・管理」の項目の評価点が高い参加者を優先交渉権者とする。
- ウ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60パーセント未満の場合には、優先交渉権者として選定しない。

(3) その他

- 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
- ア 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ タブレット端末等の購入、納入及び初期設定に係る見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - エ プレゼンテーション審査開始時間までに会場に来なかった場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - カ 本業務の全部を第三者に再委託した場合

(4) 評価項目及び配点（計150点）

| 区分 | No | 評価項目 | 配点 |
|----------|----|--------------|----|
| 実績 | 1 | 企業実績 | 5 |
| タブレット端末等 | 2 | タブレット端末 | 5 |
| | 3 | キーボード | 10 |
| | 4 | MDM | 10 |
| 初期設定 | 5 | タブレット端末用ケース | 5 |
| | 6 | 画面保護フィルム | 5 |
| | 7 | 端末保証／補償 | 10 |
| | 8 | ソフトウェア | 10 |
| | 9 | キッティング（設定作業） | 20 |
| | 10 | フィルタリング | 10 |
| 保守・管理 | 11 | 保守 | 30 |
| | 12 | 研修 | 10 |
| | 13 | 保守・研修に係る費用 | 20 |

※ 詳細は、優先交渉権者選定基準を参照

10 審査結果の通知・公表

審査結果は、選定作業終了後、プレゼンテーションを実施した参加者に書面で通知する。
また、審査結果については、令和2年10月28日（水）に次の項目をホームページに公表する。

URL : <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/92/>

- ・ 優先交渉権者の名称、点数
- ・ 優先交渉権者以外の点数（点数の高い順）

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

呉市と優先交渉権者は、タブレット端末等の購入、納入及び初期設定に係る内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、仮契約を締結する。その後、本契約を締結するには呉市議会の議決を得る必要がある。

(2) 契約保証金

本契約の締結に当たっては、優先交渉権者は呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第36条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第36条第1項ただし書きの各号に該当するときは免除する。

(3) その他

優先交渉権者は、特別な事情により契約を締結しない場合、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類の訂正・差替は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

ウ 提出書類は、本プロポーザルにおける優先交渉権者選定以外の目的では使用しない。

エ 呉市が提供する資料等は本プロポーザルへの参加に係る目的以外には使用できず、また、本プロポーザル参加者は参加に当たって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

オ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効となる。

キ 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。

(2) その他

本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。

附則 この要領は、令和2年9月2日から施行し、本業務の契約締結をもってその効力を失う。